

# 生徒等の新型コロナウイルスの 感染が確認された場合の対応ガイドライン

滋賀学園中学・高等学校

## 1. 濃厚接触者等の候補の考え方について

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①または②いずれかに該当する生徒等とする。

### ① 濃厚接触者について

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1m）で、マスク等必要な感染予防策なしやマスクを着用していたかだけでなく鼻出しマスクや顎マスク等マスクの着用が不適切な状態で感染者と会話していた等、感染者と15分以上の接触があった者

### ② 濃厚接触者周辺の検査対象となる者について

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人であっても、感染状況によっては原則として当該感染者が属する学級等の全員を検査対象とする場合がある。

## 2. 臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性について、以下のとおりとする。

### <臨時休業の範囲や条件>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、関係機関等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討する。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）臨時休業を行う。

#### 【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を行う。なお、学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、生徒等への影響等を踏まえて判断する。

- ① 同一の学級において複数の生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、学校長が必要と判断した場合

（※学校に2週間以上登校していない者の発症は除く。）

#### 【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を行う。

#### 【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。